

福岡県公報

平成17年6月27日
第2405号

目 次

告 示 (第1261号-第1263号)

○道路の区域の変更	(道路維持課) 1
○道路の供用の開始	(道路維持課) 1
○道路の供用の開始	(道路維持課) 1
公安委員会	
○道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく技能検定員審査の実施	(警察本部運転免許試験課) 2

告 示

福岡県告示第1261号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年6月27日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
福岡県道		湊下府線	前	糟屋郡新宮町大字下府1086番7先から同郡同町大字下府1066番21先まで	7.0 ~ 10.2	58.6

直 方	県 道	福 直 岡 方 線	後	同上	7.4 ~ 18.1	58.6
			前	鞍手郡宮田町大字龍徳1457番1先から同郡同町大字龍徳1198番5先まで	12.4 ~ 16.6	238.6
前 原	県 道	福 志 岡 摩 線	後	同上	12.4 ~ 17.8	238.6
			前	前原市大字泊756番1先から同市大字泊902番先まで	11.2 ~ 13.6	336.0
			後	同上	11.4 ~ 44.0	336.0

福岡県告示第1262号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年6月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年6月27日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直 方	福 岡 線 直 方	鞍手郡宮田町大字龍徳1455番6先から同郡同町大字龍徳1198番5先まで

福岡県告示第1263号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年6月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年6月27日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
甘木	鳥栖線 朝倉	甘木市大字上畑90番先から 同市大字片延148番2先まで

公安委員会

福岡県公安委員会告示第127号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、次のように公示する。

平成17年6月27日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査（大型二種、普通二種、大型、普通、大特、大自二、普自二及び牽引）

2 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所
平成17年7月28日（木曜日）		福岡市中央区天神4丁目4番27号
〃 7月29日（金曜日）	知 識	栄泉不動産天神第二ビル内
午前9時00分～午後5時00分		福岡県指定自動車学校協会
平成17年8月1日（月曜日）		嘉穂郡庄内町大字仁保字立石23番の21
〃 8月2日（火曜日）	技 能	筑豊自動車運転免許試験場
午前9時00分～午後5時00分		

3 審査の申請手続等及び受付期間

（1）審査の申請手續等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く）に係る運転免許証を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて福岡県警察本部運転免許試験課へ提出すること。

審査種類	手数料の額	審査細目の一部を免除される場合の手数料の額
普 通	20,500円	左記手数料の額から別表1の免除される審査細目に係る額を減じた額
特定第一種	14,750円	
大 型 二 種		左記手数料の額から別表2の免除される審査細目に係る額を減じた額
普 通 二 種	22,050円	

イ 審査細目一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

（2）受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から17年7月20日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、平成17年7月20日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 その他

（1）第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証を受けていること。

- (2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く）を携帯しておくこと。
- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、道路交通法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続その他の問い合わせは、福岡県警察本部運転免許試験課に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811-1392
所在地 福岡市南区花畠4丁目7番1号
電話番号 092-566-2892

別表1

審　　査　　細　　目	技能検定員審査 (普通)に係る額	技能検定員審査 (特定第一種) に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	3,950円	1,450円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	6,750円	2,450円
3 法第108条の2第4項に規定する教則の内容となっている事項	1,900円	2,200円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	1,900円	2,200円
5 技能検定の実施に関する知識	1,950円	2,100円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,000円	2,050円

備考

- 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあっては11,650円、技能検定員審査(特定第一種)を受けようとする者にあっては5,050円を減ずるものとする。
- 3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあっては4,100円、技能検定員審査(特定第一種)を受けようとする者にあっては4,750円を減ずるものとする。
- 1の項から6の項までに掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあっては19,700円、技能検定員審査(特定第一種)を受けようとする者にあっては13,950円を減ずるものとする。

別表2

審　　査　　細　　目	技能検定員審査 (大型第二種免 許及び普通第二 種免許)に係る 額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,750円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	8,250円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業に関する法令についての知識	2,850円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,300円

備考
1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、15,150円を減ずるものとする。

平成17年6月27日 月曜日

福岡県公報

第2405号

4

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 株式会社崎嶋
福岡市東区箱崎
六丁目六番四一
川頭島弘文社号

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)